

介護システムへの富士通の取組み

Fujitsu's Approach to Nursing Care Systems

あらまし

2000年4月より施行された介護保険制度は、介護費用を国民全体で賄うという方法で、介護を必要とする高齢者に対して福祉サービス、医療サービスを実施するというものである。富士通ではこの介護保険施行に合わせて、介護事業者支援システム“WINCARE”，介護サービスネットワークシステム“WINCARE/X”，療養型病床施設向けシステム“CareJoin”の3商品を市場に投入してきた。現在はこれら商品のメンテナンスを行う一方で、お客様と利用者の課題を更に解決することを目的として次世代商品の開発を行っている。

本稿では介護保険制度の背景および概要を述べ、これまでの富士通の取組みおよび今後の展望について述べる。

Abstract

The public nursing care insurance system enacted in April 2000 provides welfare and medical services to senior citizens who need nursing care and is funded by the national and local governments and national insurance contributions. To support this system, Fujitsu has marketed three new products: a nursing care service provider support system called “WINCARE”, a nursing care service provider support network system called “WINCARE/X,” and a system called “CareJoin” that provides health facilities for recuperation. In addition to maintaining these products, Fujitsu is also developing next-generation products with the aim of providing further solutions to customers and users. This paper describes the background and outline of the nursing care insurance system. It also describes Fujitsu's approaches and future outlook for this system.



松本一宏(まつもと かずひろ)
医療システム事業部第三ソリューション部 所属
現在、介護関連パッケージの開発に従事。



本多健太郎(ほんだ けんたろう)
医療システム事業部第三ソリューション部 所属
現在、介護関連パッケージの開発に従事。

- (1) 利用者（要介護者）は、居宅介護支援事業所に対して居宅介護支援の提供を依頼し、「居宅介護サービス計画作成依頼届出書」を市町村に提出する（ ）。
- (2) 居宅介護支援事業所は、サービス提供について、利用者の同意をもとにサービス事業所と調整を行い、「居宅サービス計画」を作成する。そして利用者に対しては「サービス利用票」と「別表」を、事業所に対しては「サービス提供票」と「別表」を月単位で交付する（ ）。
- (3) サービス事業所は利用者に対し、「サービス提供票」と「別表」に基づいた介護サービスの提供と利用者負担分の徴収を行う（ ）。
- (4) サービス事業所は、提供したサービス（保険対象分）についての「介護給付費請求書」「介護給付費明細書」をサービス提供月の翌月10日までに、事業所所在の都道府県国保連合会に送付する（ ）。
- (5) 居宅介護支援事業者は、利用者が受けたサービス実績に基づいて、「給付管理票」を作成し、サービス提供月の翌月10日までに、事業所所在地の都道府県国保連合会に送付する（ ）。
- (6) 国保連合会は、利用者ごとに、サービス事業所の請求した明細書と給付管理票を突合し、支給限度額の範囲内の請求であることなどを審査する（ ）。
- (7) 国保連合会は審査後に、保険者である市町村に請求して支払いを受ける（ ）。
- (8) 国保連合会はサービス提供月の翌々月末にサービス事業所と居宅介護支援事業所に支払いを行う（ ）。

介護保険適用サービス⁽¹⁾

介護保険は、介護を必要とする方がその有する能力に応じて自立して生活ができるよう、在宅・施設の両面にわたって必要な福祉サービス、医療サービスなどを提供するためのものである。以下、介護保険が適用されるサービスについて具体的に述べる。

(1) 在宅に関する給付

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが家庭を訪問して介護や家事の援助を行う。
- ・訪問入浴
浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介

護を行う。

- ・訪問看護
看護師などが家庭を訪問して看護を行う。
 - ・訪問・通所によるリハビリテーション
理学療法士や作業療法士などが、家庭を訪問したり、あるいは施設においてリハビリテーションを行ったりする。
 - ・かかりつけ医の医学的管理など
医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
 - ・日帰り介護（デイサービス）
デイサービスセンタなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などを行う。
 - ・短期入所サービス（ショートステイ）
介護を必要とする方を介護施設に短期間お預かりする。
 - ・痴呆の要介護者のためのグループホームにおける介護
痴呆のため介護を必要とする方々が10人前後で共同生活を営む住居（グループホーム）において介護を行う。
 - ・有料老人ホームなどにおける介護
有料老人ホームなどにおいて提供されている介護なども介護保険の対象とする。
 - ・福祉用具の貸与およびその購入費の支給
車椅子やベッドなどの福祉用具について貸与を行うほか、貸与になじまないような特殊尿器などについて購入費の支給を行う。
 - ・住宅改修費の支給
手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給する。
 - ・居宅介護支援（ケアマネジメントサービス）
介護を必要とする方の心身の状況、意向などを踏まえ、上記の福祉サービス、医療サービスの利用などに関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関などとの連絡・調整などを行う。
- (2) 施設に関する給付
- ・特別養護老人ホームへの入所
 - ・老人保健施設への入所
 - ・療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病棟そのほかの介護体制が整った施設への入院

富士通の取組み

前述のとおり2000年4月に施行された介護保険制度であるが、要介護認定者数は増加の一途をたどっており（図-2）、2000年3月に218万人だった要介護認定者が、2003年3月には340万人、増加率に換算すると56%もの伸びを示している。この間の第一号被保険者（65歳以上）の伸び率が10%（この数値も驚くべき値ではあるが）であることを考えると、介護保険制度が広く高齢者およびその家族に浸透し、積極的に保険制度を利用しようとする国民が増加し続けていると言える。この母数の拡大は、富士通がターゲットとする市場、すなわち介護を必要とする要介護者に対して、前述の介護保険サービスを提供する介護サービス事業者の拡大につながっており、ここ数年は前年比105%程度の増加を続けている。富士通ではこの介護保険市場の拡大を新たなビジネスチャンスとしてとらえ、市場のニーズに合わせた三つの商品の開発・販売・メンテナンスを行っている。

介護事業者支援システム “WINCARE”

“WINCARE”はケアプラン、給付管理票およびレセプトの作成など介護事業者の事務運営全般をサポートする商品である。

(1) 開発コンセプト

居宅介護支援事業者や介護サービス事業者の事務作業を軽減し、業務を効率的に運営することを目指

した。

(2) 商品の特長

本商品の特長を以下に示す。

- ・基本、運用、介護、部門の4種類の管理システムとオプションシステムを組み合わせることにより、お客様のニーズに合ったシステムを導入することが可能。
- ・アセスメントからケアプランの作成、サービス提供スケジュールの予定・実績管理、提供実績に基づく利用者請求、レセプトの作成、そして国保連合会への伝送まで、介護保険事務のすべてをカバー。
- ・利用者情報を一元管理することで、複数のサービスを提供している事業者での横断的なケアを支援。
- ・利用者情報の連携インタフェースを標準で装備することで他システムの利用者情報の有効活用が可能。
- ・各サービス事業の稼働実績を一括管理し、経営に必要な各種統計帳票出力が可能。

介護サービスネットワークシステム

“WINCARE/X”

“WINCARE/X”は広域に分散して介護サービスを提供している事業者に対して、データの一元管理を可能にした商品である。

(1) 開発コンセプト

複数拠点を持つ事業者の運用に対応（WINCAREのWAN対応版）。

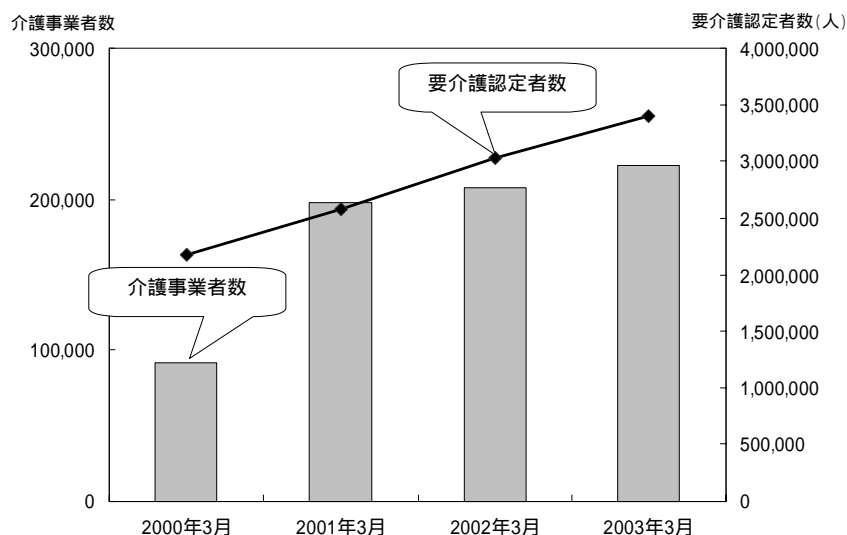


図-2 介護保険制度の実施状況

Fig.2-Enforcement situation of public nursing care insurance.

(2) 商品の特長

本商品の特長を以下に示す。

- ・ LAN, WANを問わず同一グループ, 法人内におけるすべての情報を一元管理。
- ・ WINCAREと変わらぬ機能, 操作性。
- ・ スタッフの在宅ワークを実現。
- ・ リビジョンアップ工数(メンテナンス費用)の削減。

療養型病床施設向けシステム“CareJoin”

“CareJoin”は病院における介護保険報酬請求に対応した商品である。

(1) 開発コンセプト

医療機関における介護保険報酬請求に対応。

(2) 商品の特長

本商品の特長を以下に示す。

- ・ 富士通製品HOPE/SX-P(医療事務システム)との患者属性連携が可能。
- ・ 国保連合会へのレセプト請求の伝送が可能。
- ・ 介護報酬レセプトの提出方法として伝送・媒体(FD)・紙レセプトに対応。
- ・ 自治体独自の提出帳票など, 病院オリジナルの統計帳票の作成が可能。

今後の市場に向けて

本章では今後予想される介護市場の動向とそれに向けた富士通のビジネス戦略について述べる。

次世代介護事業者支援システム“WINCARE/V2”

WINCAREは1999年に販売を開始し, 2004年で5年を迎える。制度開始と同時に導入いただいたお客様のリースアップ時期となること, また介護保険制度初的大幅制度改正を控えた他社リプレース市場の活性化が予想されることを踏まえ, 富士通では2004年秋, 以下のコンセプトと特長を備えた次世代介護事業者支援システム“WINCARE/V2”のリリースを予定している。

(1) 開発コンセプト

レセプトマシンから脱却し, お客様の運用支援, 経営支援に役立つ商品を目指す。

(2) 商品の特長

- ・ 介護予防の充実

介護保険給付費の増大を防ぐため, 今後介護保険制度は「介護を必要としない, あるいは, 介護を必要とする期間をできるだけ短くする」ことを目指し

たサービス形態の導入が検討されている(介護予防サービスの創設)。WINCARE/V2は, 全国在介協「介護予防プラン・実態把握マニュアル」様式に準拠した, 介護予防プラン作成機能を備えることで, 高齢者の自立自助を目的とした介護予防サービスを継続的に提供することが可能になる。

- ・ 自由なシステム連携

富士通としてトータルソリューションをお客様に提供するため, WINCARE/V2は多彩な入出力インタフェースを実装する。これにより介護システムが様々なシステムと相互連携することが可能となり, 介護システムが例えば病院系システムや自治体系システムともつなぐことができるようになる。これによりお客様が保有する情報がシステムが横につながり, 将来的には系列医療機関の退院時に患者サマリーをケアプラン作成の素材として活用し在宅介護に役立てるといった運用も可能になる。

- ・ 介護サービス利用者起点システム

介護サービス事業者のお客様である介護サービス利用者を起点としたシステムとすることで, 間接的ながらケアの質の充実に貢献する。例えば, 利用者の介護に必要な情報を横断的に参照したり(介護カルテ), 各種アセスメントによる介護計画の作成からモニタリングまでを一連の流れでサポートしたりすることで, 充実したケアを継続的に実現することが可能である。

- ・ きめ細かな運営支援

介護ニーズの拡大は介護サービス提供事業者数の増大につながったが, 早くも淘汰が始まっており, 市場競争が激化している。そのため介護システムにおいても各種経営情報の分析ツールとしてのニーズが高まっており, WINCARE/V2でも, 対前月比, 対前年比といった稼働額統計をはじめ, 様々な統計資料を標準で提供する。また保有するデータは自由に取り出すことができ, お客様の運用に合わせたデータの加工, 二次利用が容易に行える仕組みとなっている。

ケアミックス対応システムの開発

近年, 急性期から慢性期まで一貫して患者を受入れ, 「医療」「リハビリ」「介護」を一体的に提供する病院施設(ケアミックス病院)が急増している。富士通ではこの新しい分野に対して長年培ってきた病院系システムのノウハウとWINCAREで吸収し

た介護システムのノウハウを融合させた新しいコンセプトモデルを投入し、当分野におけるリーディングカンパニーを目指す。

む す び

本稿では介護保険制度の背景および概要、さらに富士通が介護保険制度施行当初から提供してきた商品の概要および今後提供予定の次世代商品について述べた。

先述のとおり、目下WINCARE/V2の市場投入を

目標として開発を進めている。開発においては常にお客様の視点に立ったものづくりを目指し、より多くのお客様の支持を得られるような商品開発を進めていきたい。

参 考 文 献

- (1) 介護保険制度の概要．厚生労働省ホームページ．
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index.html>
- (2) 介護報酬の解釈 平成15年4月版．社会保険研究所，2003．

